二　命令附則第三条の規定により、前号の表の上欄に掲げる地方公共団体の区分に応じ、下欄に掲げる機能要件の標準については、告示別表第一、別表第二、別表第四、別表第五、別表第六及び別表第七の適合基準日が「令和八年四月一日」とあるのは「令和十一年四月一日」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）附則第四条の規定に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。